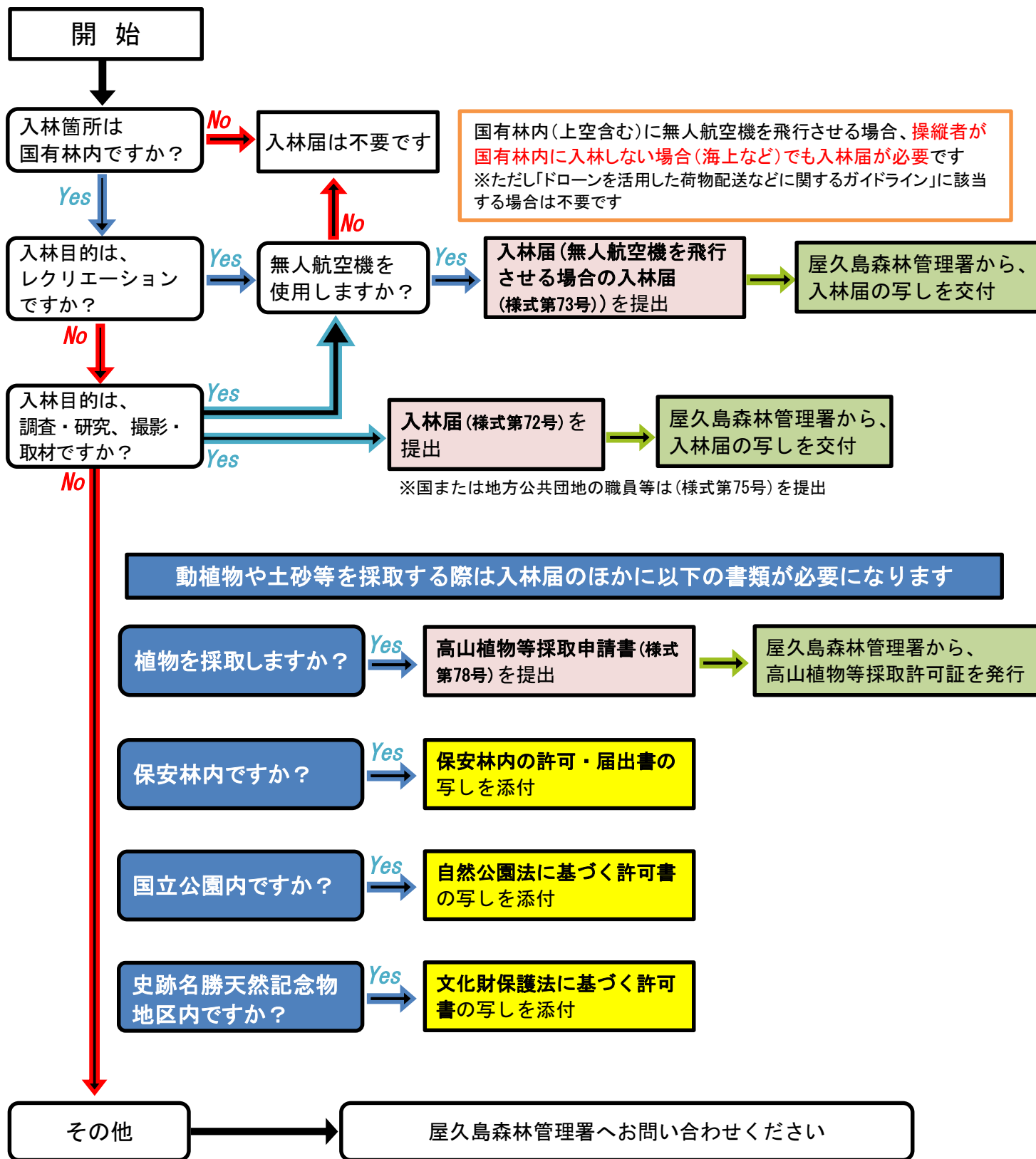


入林申請手続きの流れ



※ レクリエーション目的とは、登山や森林浴、観光等で入林する場合。

※ 鳥獣捕獲を目的とする入林は、「鳥獣の捕獲等のための入林届」を別途ご提出ください。

※ 保護林調査申請書は令和4年5月1日より不要となりましたが、国立公園特別保護地区や史跡名勝天然記念物地区等での現状変更を伴う調査については従来通り許可書の写しが必要です。許可申請については、環境省・文化庁（町教育委員会）・鹿児島県等へ事前に確認ください。